

社会保障・税番号(マイナンバー)制度の導入について

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号(マイナンバー)制度が導入されました。

平成28年分以降の所得税等の確定申告書には、

マイナンバー(12桁)の記載

申告書にはマイナンバー(個人番号)を記載する欄を設けており、申告者ご本人や控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者などのマイナンバーの記載が**必要**です。

+

本人確認書類の提示または写しの添付

マイナンバーを記載した申告書を提出する際には、申告者ご本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

※控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者などの本人確認書類は**不要**です。

【本人確認書類の例】例1 マイナンバーカード

例2 通知カード+運転免許証、公的医療保険の被保険者証 など

が必要になります。

マイナンバーカードを利用して、ご自宅等のパソコンからe-Taxで送信する場合は、本人確認書類を別途送付する必要はありません！

詳しくは、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度<マイナンバー>」
(<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>) をご覧ください。
【マイナンバーについては、総務省総合フリーダイヤル】 ☎0120-95-0178



申告書は、国税庁ホームページで作成できます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、ご自宅のパソコン等から申告書を作成することができます。

当コーナーでは、給与所得者または年金所得者の方向けの申告書作成画面をご用意しています。初めての方でも操作がしやすい画面となっておりますので、ぜひご利用ください。

作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダライタを準備すれば「e-Tax(電子申告)」を利用して提出できます。また、印刷して郵送等により提出することもできます。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

(注) 住民基本台帳カードの電子証明書は、有効期間内であれば、新たにマイナンバーカードの交付を受けるまで、引き続きe-Taxでご利用いただけます。

▶ 税務相談などに関するお問合せ

【URL】 <http://www.e-tax.nta.go.jp>

【e-Tax・作成コーナーヘルプデスク】 ☎0570-01-5901



自宅で申告書を作成中に、ちょっと申告内容に関して相談したいんだけど、どうすればいいかな？

申告に関するご質問や必要な書類の確認などは、**お電話で問い合わせることができます。**

最寄りの税務署にお電話いただきますと、自動音声によりご案内しておりますので、相談内容に応じて該当の番号を選択してください。

【問い合わせ先】 八雲町税務署 ☎0137-63-2148